

この場合、企業トップの理解と政策的支援が求められます。現在、育児休業制度が規定され、実際に利用されている、事業所内託児施設が整備されているなど、一定の条件を満たした企業を、「ファミリー・フレンドリー企業」、いわば家庭にやさしい企業として表彰などで支援する制度が既に実施されていますが、その一層の推進が求められます。さらには、仕事も生活も大事にしたいという人が増えていることから、優秀な人材を集め、また従業員が自分の個性と能力を発揮して生産性を高めるためには、企業自身もファミリー・フレンドリーであることが求められると思います。

そのために企業自身が積極的な対策を講じていくこととともに、指標の作成などによる一層の普及促進策も必要です。

(アピール2) 子育てという選択をする生き方が不利にならないよう、「育児の社会化」を進め、企業・地域・政府こぞって子育て家庭を支援する

親は子育てをする責任があるのは当然ですが、子育てをするという選択をすることで、自分の人生に大きな犠牲や負担を強いられるといった不利を被ると感じられるようであれば、そうした選択はしにくくなります。

出生から学童期まで、子育ての責任と負担を親だけが背負い込むことがないように、社会全体で子育て家庭を支援していくことが必要です。高齢者の介護については、社会全体で支援するものという考え方が一般化し、「介護の社会化」という考え方が常識になっています。育児についても、アクション②で記したような企業における取り組みだけでなく、企業・地域・政府こぞって子育て家庭を支援していくこと、つまり「育児の社会化」を進めていくことが必要です。その結果、親の子育て負担が軽減され、親子関係がよくなることも期待されます。

なお、この場合「支援」とは、国や地方自治体によるサービス提供や経済的支援だけを意味するのではなく、情報提供や相談、民間での取り組み、環境整備などを広く含めた意味です。

(アクション③) 地域における子育て家庭を支援するための幅広いネットワークをつくる

地域における子育て支援については、これまでも、共働き家庭を対象とした保育サービスがありました。「待機児童ゼロ作戦」を推進し、今後とも子育てと仕事の両立のため、学童保育も含めた保育サービスを充実することはもちろん必要ですが、その際には、働き方の多様化に対応して、子どもの保育ニーズも変化する

ため、通常の保育だけでなく、保育時間など多様な形での保育サービスを普及させていくことも重要です。

また、保育サービスとのギャップの大きい小学校低学年の子ども達の放課後生活をより豊かにしていくための施策の充実も必要でしょう。さらに、共働き家庭のみならず、片働き家庭やひとり親家庭を含めて、すべての子育て家庭を対象として支援するとともに、育児の孤立化による育児不安の解消など、地域における様々な取り組みの充実を進めていくことが必要です。育児不安が大きく、また、仕事などで社会的活動が制限されがちな障害児の親の支援も重要です。

子育て家庭を支援する場合、となり近所の人々で子育てを支え合うとともに、地域における子育て支援のための資源を有機的に結びつけて、ネットワークとして機能するようにすることが必要です。従来の保育所や自治体のサービスだけでなく、子育て中の母親が集まってつくる子育てサークル等や、中・高齢者による子育て支援活動など、草の根のNPOの動きが地域で活性化してきており、これらの間のつなぎ・連携を図っていくことが重要です。こうした活動の場を提供し育てていくためには、これらのサービスの提供に当たっては、住民に最も身近な自治体である市町村の存在が最も重要であり、市町村が自ら責任を持って支援することが必要です。

また、地域における各種の子育て支援サービスが、利用者に十分知られるように、情報を提供するなど、供給者と利用者の「つなぎの作業」も必要でしょう。

さらに、地域毎に特色があり、サービスの充足度もちがうので、それを踏まえた対応が必要です。例えば、都市部においては、保育所の待機児童の問題への対応が求められます。一方、都市部よりも農村部の方が合計特殊出生率自体は高いものの、過疎化が進行し、少子化への対応が切実に感じられていることも多いので、地方から発信して運動を広げていくということも考えていく必要があります。そのために、自治体ごとにアクションプランを作成し、地域ごとに主体的な取り組みを行うことも考えられます。

#### (アクション④) 子育てバリアフリーを推進する

子どもを連れて街を歩くと、公共施設、映画館、コンサートホール等の娯楽施設やデパートなどで、授乳設備や乳幼児コーナー、おむつ交換用ベッド付きのトイレなどがあればと思うことがあります。車いす用のトイレや歩道の段差の解消などの障害者向けバリアフリーのように、子育てをしていく際に支障がないようにまちや建物を設計する「子育てバリアフリー」を進めてほしいと思います。子育て家庭に対し、広くゆとりがある住宅や、保育所と住宅との一体的整備など、子育て支援サービスに身近に接することができる住宅を提供することも求められ

ます。

日本は子どもに無関心で、ときには子どもを排除するような社会だといわれることがあります。公共交通機関などにおいて子どもをつれた家族などに優先乗車をおこなったり、まわりの人が配慮をしてあげるような、意識面でのバリアフリーも求められます。

#### (アクション⑤) 子育て支援は妊娠・出産からはじまる

子育て支援は妊娠・出産という子どもが産まれる前の時点から始まると考えるべきです。発達段階に応じて、性に関する正しい理解の普及を行うことで、性感染症を予防したり、望まない妊娠や、これにともなう中絶を減らし、これらを原因としておこるかもしれない心身のトラブルを予防する効果も期待できます。

また、第1子の出産でつらい思いをし、「もう子どもは産みたくない」という気持ちになるようなことのないよう、安全で快適な「いいお産」ができるようなケアを提供できるようにする必要があります。妊産婦が選び、満足できるようなケアが求められています。お産に妊産婦が主体的に関わることができるようになることで、主体的な子育ての準備になることが期待されます。

健康診査や小児医療、出産前後における精神的不安（産後うつなど）や出産前後に子を亡くした親等への理解、サポート、ケアなど、母子保健、周産期医療等の推進も重要です。

子どもを持ちたいのに不妊が原因で子どもができない男女が、不妊治療を受けるケースが多くなっています。倫理的にどこまでを容認すべきかといった問題、技術の有効性・安全性、医療機関の体制整備、さらには、経済的な負担、不妊治療を継続して受けられる職場環境の整備などの問題があり、その在り方を検討する必要があります。

#### (アクション⑥) 社会保障などにおいて次世代を支援する

現役世代が保険料や税金を払って制度の支え手となり、高齢者世代に年金や介護などの給付をする世代間扶養の色彩が強い社会保障制度においては、子どもは次の時代の社会保障の支え手としての意味を持っています。子どもを育てることは次の時代の社会保障の支え手を育てることですから、社会保障制度を持続可能にするために、子育てに対し社会保障制度上なんらかの配慮をする必要があると考えます。とりわけ、負担と給付の対応を基本とする社会保険制度を活用し、既存の給付との関係を整理した上で、子育て家庭に配慮を行うことは考えられないでしょうか。長い目で見れば支え手が増え制度を安定させることにつながり、将来に対する国民の安心感を作り出すことになるのです。

現在の社会保障給付費のうち高齢者関係は67%を占めるのに対し、子ども・家庭関係は3%にしかありません。また、今の制度では、子育てをするしないに関わらず、社会保険料は同額で、給付も同一であることが原則ですが、多様な働き方の実現とあわせて、子育て家庭に対する配慮措置を拡充し、次世代の育成を支援することなども考えてよいのではないのでしょうか。

(アピール3)「家庭を持って子育て」という生き方にも「挑戦」できるよう、若い世代の成長・自立を支援する

家庭を持って子育てをすることは、パートナーや子ども達に責任を持つということでもあります。こうした選択をするためには、人生に前向きな自分の選択の1つとして、家庭を持って子育てをするという生き方に「挑戦」できるように、精神的に成長し、経済的にも自立した人間であることが求められます。その結果、若者とその親との親子関係も、自立した者同士の間人間関係になることが期待されます。

そのためには、豊かな人間性など「生きる力」を持った自立した人間になるよう、心身ともに健やかに育てるとともに、子どもや家庭の大切さを知る機会をもてるようにすることも大切です。若い世代の親からの自立を促し、経済的・精神的に自立できるような基盤の整備も必要です。

「子育ては親育て」という言葉がありますが、子育てを通して親自身が成長し、自立していくという側面を見逃すことはできません。若い世代が子育てを経験する中で、「育てられる者」から「育てる者」へと成熟していくことになるのです。育てられる者から育てる者への転換は、やがて看取る者から看取られる者へと続いていきます。私たちの生涯の中で、大切な体験の転換です。

### (アクション⑦) 子どもの「生きる力」を育てる

子どもが、心身ともに健やかに育ち、豊かな人間性、他人に対する思いやり、主体的に判断する能力などの「生きる力」をはぐくむことができるようにすることが、子どものすこやかに育つ権利を保障する上でも重要なことです。そのためには、様々な自然体験やボランティアなどの体験活動の機会を子どもに提供することが必要です。また、子ども同士で切磋琢磨したり、地域での異年齢の集団とふれあう機会を与えることは、子どもたちが自ら考え、主体的に「生きる力」を学びとっていくという意味で、大切なことです。

食生活の乱れや過度なダイエット指向などによって、危機的な状況に陥ってき

ている、子どもの食の状況を改善するとともに、食の場を通じた家族形成や人間性の育成を考えていくことも大切でしょう。

### (アクション⑧) 若い世代が子どもや家庭を知り、子どもとともに育つ機会をつくる

若い世代が子どもと接する機会が少なくなっています。子どもの頃から赤ちゃんや年下の子どもとふれあって育つ環境にあることで、人への関心や共感を高め、それは子育ての予備体験にもなります。地域や学校でこのような機会を設けることが必要です。

教育の場において、子どもが将来の親として必要な基本的なことを習得できるよう、子育ての意義や家庭の重要性についての理解を深めることも大切です。家庭生活は男女が協力して築き、子育てにおいて男女がともにその責任を果たすことの大切さも教えていく必要があるでしょう。

また、家族とのふれあいを通じて親が子どもを育てる家庭教育は重要ですが、子どもとの接し方がわからない親や、しつけや子育てに自信のない若い親が増えています。子育て家庭の相談に乗ったり、親になるための情報を学習できるような機会を提供するため、地域や学校・行政が取り組むことが求められています。とくに、これまであまり子育てを担ってこなかった、あるいはできなかった父親が子育てに主体的に参加できるようにすることが必要です。

### (アクション⑨) 若い世代の親離れを進め、自立して家庭を持つための基盤を整備する

高校卒業後も親と同居し、親が教育費と生活費を負担する若者が少なくありません。欧米などでは高校卒業後は親から自立して生活する傾向が強いとされています。最近では、学校卒業後も、自立しないで豊かな独身生活を楽しむためや、自立できるほどの経済基盤を持てる仕事がないために、親と同居し、親の経済に依存する生活形態や、定職を持たず不安定就労を続ける「フリーター」といわれる生活形態も指摘されています。このような親への依存からの脱却という意味での「親離れ」を進め、若者が自立し、家庭を持てるよう支援する必要があるのではないのでしょうか。

そのためには、奨学金の充実や、若者の能力開発や適職選択による安定就労の推進など、経済的基盤の整備が大切だと考えます。このことは、親の子育て負担の軽減にもなります。

また、家庭を持つための伴侶をもてるように、市町村を中心に広がりつつある

「出会いの場づくり」を支援することも考えて良いかもしれません。

(アピール4) 少子社会への対応を進め、活力ある「老若男女共同参画社会」を実現する

少子化の進行により、労働力供給の減少や、社会保障負担の増大、地方における過疎化の進行などの影響が出ることが指摘されています。こうした問題に対応し、マイナスの影響を和らげて活力ある社会を実現することが必要です。

(アクション⑩) 少子社会を活力ある社会にする

少子化が進めば、生産年齢人口が減少し、労働力の供給が減少します。これまで十分にその能力が活用されてきたとは言えない女性や中・高齢者が、子育てや健康状態など個々人の事情に応じ就業できる環境を整備することで、労働力を確保することが必要です。これは、性や年齢による垣根を取り払った「老若男女共同参画社会」の実現につながります。能力開発や教育を通じて、質の高い優秀な人材を育成することも必要です。また、新規産業の創出や技術革新、地域振興などを通じ、このような対応により、経済社会の活力を維持・創造していくことが重要です。

3 「企業のトップ」「地域の人たち」「政府関係者」に対する3つのメッセージ

(メッセージ①) 企業のトップの方へ

「多様な価値観は経済と企業を伸ばします。家庭と両立できない職場は立ちゆきません」

(メッセージ②) 地域の人たちへ

「子育て家庭を地域で支える仕組みをつくろう！子どもにとって育つ場所が『ふるさと』です。」

(メッセージ③) 政府関係者へ

「国の未来を見据えて、いますぐ少子化社会への対応を。政府ぐるみで実効ある子育て支援策を」

## ※少子化社会への対応を進める際の留意点

上記の対応を進めるに当たっては、次のような点に留意することが必要です。

### ①「子どもにとっての幸せの視点で」

子どもの数だけを問題にするのではなく、子どもが心身ともに健やかに育つための支援という観点で取り組むこと。

### ②「産む産まないは個人の選択」

子どもを産むか産まないかは個人の選択にゆだねるべきことであり、子どもを持つ意志のない人、子どもを産みたくても産めない人を心理的に追い詰めることになってはならないこと。

### ③「多様な家庭の形態や生き方に配慮」

共働き家庭や片働き家庭、ひとり親家庭など多様な形態の家庭が存在していることや、結婚するしない、子どもを持つ持たないなどといった多様な生き方があり、これらを尊重すること。

(以上)